

2023年10月制度スタート!

# インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士  
行政書士 / CFP®

八木 正宣

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

## 第7回

制度開始後の  
買い手事業者に  
必要な対応について  
ご存知ですか?



### 第

6回までは、主にインボイス発行事業者側（売り手）としての問題を取り上げて解説してきましたが、今回はインボイスの交付を受ける買い手事業者側の対応について解説します。

消費税は、モノやサービスを購入する消費者が負担する税金ですが、その消費税の納付は事業者が自ら計算し申告して納税することになります。納付する消費税の計算方式は次の2つがあります。

#### 原則課税方式か 簡易課税方式で計算する

#### ●原則課税方式

課税期間中の課税売上に係る

消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。なお、課税仕入れに係る消費税額を控除するには、次に挙げる事項の帳簿の記載及び請求書等（インボイス）の保存する必要があります。

- ①相手方の氏名又は名称
  - ②課税仕入れを行った年月日
  - ③取引内容
  - ④支払対価の額
  - ⑤軽減税率の対象品目である旨
  - ⑥80%又は50%控除対象である旨
- 旨（経過措置期間）

インボイス制度では、インボイス発行事業者以外から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。しかし、仕入税額

控除を認めないこととなると、買い手事業者の負担が大きいと考えられるためインボイス制度開始後の次の期間については、帳簿に⑥を記載することを条件に、課税仕入れ等に係る消費税額のうち、それぞれに掲げる割合を控除できる経過措置が設けられています。

- 令和5年10月1日～令和8年9月30日……80%
- 令和8年10月1日～令和11年9月30日……50%

さらに、課税売上高が1億円以下である事業者に対して、インボイス制度開始から6年間、税込1万円未満の仕入れについては、インボイスの保存がなくても帳簿の記載のみで仕入税額控除が可能となる軽減措置が設けられています。

#### ●簡易課税方式

課税期間における課税売上に係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係

## ●課税方式別・納付する消費税額の計算式

課税方式	納付する消費税額の計算式
原則課税方式	<p><b>課税売上に係る消費税額 - 課税仕入れに係る消費税額</b> ※1</p> <p>※1 インボイス発行事業者ではない者からの課税仕入れについては、経過措置により帳簿に「80%控除適用」等と記載することにより一部控除可能</p>
簡易課税方式	<p><b>課税売上に係る消費税額 - 課税売上に係る消費税額 × みなし仕入率</b> ※2</p> <p>(課税売上高が5000万円以下の事業者のみ選択可)</p> <p>※2 業種毎のみなし仕入率 卸売業90%、小売業80%、建設業・製造業など70%、飲食業その他の事業60%、運輸・サービス業50%、不動産業40%</p>
経過措置期間中 (令和5年10月1日～令和8年9月30日)	<p><b>課税売上に係る消費税額 - 課税売上に係る消費税額 × 80%</b></p> <p>(免税事業者がインボイス発行事業者になった場合には、原則、課税方式又は、簡易課税方式に代えて上記の計算式の適用が可能)</p>

る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

この制度は、基準期間の課税売上高が5000万円以下の事業者が、事前に届出書を提出している場合に選択することができます。

この簡易課税方式については、課税仕入れに係る消費税の帳簿の記載要件や保存要件が特に定められていません。そのため、インボイス発行事業者以外からのモノやサービスの購入が多い事業者は、簡易課税制度を選択することが有利といえます(詳細は次回解説予定)。

### 新たに課税事業者になる免税事業者向けの措置も

また、インボイス制度開始後にインボイス発行事業者の登録を受け、免税事業者から課税事業者となる事業者もいるでしょう。そのような場合、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間に

において、前述の原則課税方式又は簡易課税方式による納付税額に代えて、仕入税額控除の金額を売上に係る消費税額の80%として計算することができますので、免税事業者のお客様にはこの経過措置についても説明しておくとういでしょう。

BB

取引先に伝えたいポイント



- インボイス発行事業者以外からの課税仕入れについて、原則課税方式により仕入税額控除を行う場合には、帳簿に「80%控除適用」等と記載する体制が整っているかを確認
- 課税売上高が5000万円以下で、インボイス発行事業者以外からの課税仕入れが多い場合には、簡易課税方式を選択することで負担が軽減できる可能性がある点を伝える